

アイドリングストップ支援機器導入促進助成金交付要綱

一般社団法人山口県トラック協会
平成12年7月10日制定
令和2年3月24日最終改定

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人山口県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が、アイドリングストップ支援機器（エアヒータ、車載バッテリー式冷房装置）を導入する際、代金の一部を助成することとし、アイドリングストップ運動の推進に努めることを目的とする。

(取扱品目)

第2条 アイドリングストップ支援機器の指定品目は原則として別表のとおりとする。

(実施期間)

第3条 当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の4月1日から3月12日までとする。

なお、助成は先着順とし、予算額に達した場合は、その時点までとする。

(助成金の金額)

第4条 指定品目を導入した場合の助成金額は、次のとおりとする。

エアヒータ・・・1台あたり、機器の取得価格の1/2以内の額（上限6万円）
車載バッテリー式冷房装置・・・1台あたり、機器の取得価格の1/2以内の額
（上限6万円）

2 会員事業者が山口県内に保有する事業用貨物自動車数を限度とする。ただし、国から補助金が交付された機器及び中古品・レンタル品にて事業用貨物自動車用に新たに導入した機器に対しては、助成金を交付しない。

3 取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとする。取付工賃や消費税は取得価格には含まない。

また、装置の取得価格が車両全体の価格に含まれていて不明な場合は、本助成事業のために申請事業者より当該装置搭載車両の販売会社へ、装置取得価格のわかる書類の発行を依頼するよう求めること。

(申請方法)

第5条 助成を希望する会員事業者は、導入完了後に別紙助成申請書に必要事項を記入の上、協会へ1部提出するものとする。

2 前項に定める申請書には、次の書類を添付すること。

ア アイドリングストップ支援機器導入内訳書（別紙1）

イ 購入した品名、数量、金額を記載した納品書又は請求書の写し、支払いを証明

- する領収証の写し（振込金受取書等の写しでも可）
- ウ 手形による購入の場合は、領収証に決済日の記載があり、販売店による当該機器代金の支払完了を証する書類。
- エ リース又は割賦購入による導入の場合は、当該機器の価格が含まれることが記載されたリース契約書の写し又は割賦契約書の写しを添付すること。
- 3 申請書の提出期限は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の3月31日とする。（土日にあたる場合は、その前の平日）

（助成金の返還）

- 第6条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。
- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- 2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（機器の処分制限）

- 第7条 会員事業者は、交付対象の機器を導入日から起算して4年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、協会の承認を得た場合はこの限りでない。

（その他）

- 第8条 この要綱に定めるものの他、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会がこれを別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年10月1日から施行する。
- | | |
|------------|----------|
| 平成12年7月10日 | 第2回理事会承認 |
| 平成13年2月5日 | 第4回理事会承認 |
| 平成14年3月15日 | 第4回理事会承認 |
| 平成15年3月27日 | 第4回理事会承認 |
| 平成18年5月25日 | 第2回理事会承認 |
| 平成22年7月15日 | 第2回理事会承認 |
| 平成25年3月28日 | 第5回理事会承認 |
| 平成26年3月25日 | 第4回理事会承認 |
| 平成26年5月12日 | 第1回理事会承認 |
| 平成28年3月25日 | 第5回理事会承認 |
| 平成31年3月22日 | 第4回理事会承認 |
| 令和2年3月24日 | 第3回理事会承認 |